

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
須工ときわ 株式会社	代表取締役 國藤 浩史	知事許可 (特) 第 1070 号	高知県高知市 潮新町 2-12-32

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 4 年 9 月 22 日から令和 4 年 10 月 21 日まで (1 月)
指名停止の理由	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 14 条の 6 の規定により、令和 4 年 9 月 15 日付けで高知県から産業廃棄物収集運搬業について事業停止（30 日間）の行政処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱別表第 2 の第 21 号（不正又は不誠実な行為）に該当。 同要綱の取扱い別表第 2 関係 6 の（1）5（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく行政処分を受けた場合）に該当。</p>